

幸田町監査公示第1号

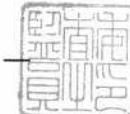
地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和5年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年6月9日

幸田町監査委員 大 浦 裕



幸田町監査委員 黒 木



記

1 監査の種別 定期監査

2 監査年月日 令和5年5月31日

3 監査の対象施設名
幸田小学校児童クラブ室
中央小学校児童クラブ室
不動ヶ滝園地

4 監査対象事項 施設の管理は適切に行われているか、また施設設置の目的を達成するような施策が適切に講じられているかを主眼に監査した。

5 監査の方法 幸田町監査基準に基づき、現地に赴き、施設の概要・管理運営状況等についての監査調書をあらかじめ担当課から提出を求め、管理運営について改善すべき点はないかを幸田町監査実施着眼点にある監査項目を町担当職員等から説明を聴取し監査を実施した。

6 監査の結果 おおむね良好と認める。

〔意見・指摘事項〕

今回監査した上記3施設については、おおむね適切に管理運営されていると認める。なお、次に掲げる事項については十分留意し、今後適切に対応されたい。

【幸田小学校児童クラブ室・中央小学校児童クラブ室】

備品管理において、台帳と現物の照合作業が昨年度は実施されていなかった。毎年度実施されるよう努められたい。